

VI 障害、病気及び事故にかかる特別措置

第1 障害等のある入学志願者に対する受検上の配慮

高等学校長は、障害等（病気又は事故による負傷を含む。）のある入学志願者について、中学校長を経て提出された「受検上の配慮に関する申請書」（別記様式16）に基づき、愛知県教育委員会高等学校教育課長と協議のうえ、学力検査及び面接等において、受検上の配慮をすることができる。

なお、中学校長は、やむを得ない場合を除き、入学願書受付締切日までに、上記申請書を志願先の高等学校長に提出する。

第2 保健室又は病院における受検

高等学校長は、入学志願者が病気又は事故による負傷のため、学力検査及び面接当日に指定された場所で受検できない場合には、特別検査を除き、保健室又は病院において受検させることができる。

ただし、病院において受検させる場合は、原則として医師の診断により保健室において受検ができないと認められ、かつ、受検の場所として病院内で個室が確保される場合に限る。また、実施方法等について愛知県教育委員会高等学校教育課長と協議する。

なお、中学校長は、病院における受検が必要な場合は、やむを得ない場合を除き、入学願書受付締切日までに、保護者及び中学校長連署による申請書（適宜の様式）並びに医師の診断書を志願先の高等学校長に提出する。

第3 追検査

高等学校長は、入学志願者が急病又は交通事故等やむを得ない理由により、一般選抜の学力検査当日に受検できなくなったと認めた場合には、追検査を受検させることができる。ただし、受検中の急病等による場合は、既に受検した教科及び受検中の教科を除く。また、高等学校長が上記の理由により遅刻したと認めた場合については、後掲8に示すとおりとする。

追検査については、次のとおりとする。

1 実施期日

令和5年2月28日（火）

2 検査場

第1志望の高等学校とする。ただし、保健室又は病院において受検させる場合については、第2に示すとおりとする。